

地域福祉権利擁護事業と成年後見制度について

～これまでの取り組みから～

金木犀の香りがどこからともなく香ってくる 10 月 15 日（木）に第 208 回支援研究会が開催されました。今回のテーマは「地域福祉権利擁護事業と成年後見制度について～これまでの取り組みから～」です。

社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会 権利擁護・市民後見センター「らいと」(以下、「らいと」) 次長 杉本 真奈美さんからは「あんしんな暮らしのおてつだい」と題して、“地域福祉権利擁護事業”の概要をお話して頂き、一般社団法人 北九州成年後見センター 「みと」(以下、「みと」) 次長 安部 裕一さんには、“成年後見制度”の概要をそれぞれお話して頂きました。事業や制度となると、複雑で難しいのでは？と身構えてしまいますが、事例を交えて具体的にご紹介頂きました。

“地域福祉権利擁護事業”と“成年後見制度”には、「対象となる方」「お手伝いできること」「お手伝いできないこと」「利用するためには」に関してそれぞれの特徴があり、2つのセンターが連携しながら、判断能力が不十分な方の権利と財産を守るための支援を行っているとのことでした。(下表参照)

「らいと」は、“地域で自立し、安定した生活へ”のお手伝いとして地域福祉権利擁護事業があり、導入は比較的容易だが、支援には限界があるとのこと。

また、関係者と連携しながら本人のお金を守ることが大切で、事業導入前からご本人が信頼している関係者に同席をお願いして、信頼関係を築き、契約後も関係者との連携を続けているとのことでした。

現在、対象者は高齢者が多く、保護課のケースワーカーとの連携が多いが、「今後は障害のある人の対象者が増えていくと思われるので、相談支援専門員との連携が取れたらいい」とのことでした。

「みと」の“成年後見制度”の主旨は、“判断能力の不十分な方々を保護し、支援する”とのこと。で、「保護」と“支援”という言葉に矛盾があり難しさがある」とのことでしたが、成年後見を受任したら、“法律専門職・福祉専門職と事務局をプラスしたチームで担当する”とのことでした。

会場から障害のある人の親亡き後の後見人について「どのタイミングで後見人を申し立てしたらいいか。親が元気なうちにした方がいいのか」との質問に対して安部さんより、「必ずしも親が元気なうちにすることが絶対でなく、親が病院や施設に入ったタイミングで申し立てしたらいいのでは。仮に親御さんが亡くなった後は、行政や周囲の人の支援がある」とのことでした。

また、杉本さんから、課題として、後見制度の利用率の低さを挙げられました。現在は 0.1%ほどの利用率ですが、1%の利用が望ましいと言われていたとのこと。そして後見人の担い手不足があり、北九州市では市民後見人養成講座を行っているが、実情は市民後見人の個人受任は少なく、今後どう増やしていくかが課題のひとつということでした。



らいと



みと

ここが違う！ 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度



	地域福祉権利擁護事業	成年後見（法定後見）制度
対象となる方	■判断能力が不十分であると同時に、本事業について判断できる能力のある方	■判断能力が常に欠けている状態の方 …後見 ■判断能力が著しく不十分な方 …保佐 ■判断能力が不十分な方 …補助
お手伝いできること	■本人の意思決定を援助します。 ・金銭管理サービス ・生活支援サービス ・財産保管サービス	■本人に代わって意思決定が出来ます。 ・財産管理に関する法律行為 ・身上監護に関する法律行為 ・同意権、取消権 ・代理権
お手伝いできないこと	■本人に代わって、意思決定したり、法律行為をしったりすることはできません。 ■買い物や身の周りの世話、病院への付き添いなどはできません。	■日用品の購入や実際の介護などはできません。 ■本人が医療行為を受けることに同意したり、入院などの際の保証人になることはできません。
利用するためには	■権利擁護・市民後見センターへまず相談を！（電話でのご相談でOKです） ■審査会を経たうえで、本人と社会福祉協議会が契約を交わします。	■本人、配偶者、4親等以内の親族等が家庭裁判所へ申立てます。 ■家庭裁判所が本人に代わる援助者を決定します。

*（杉本さんの資料より）

今回の支援研究会で、「初めて権利擁護事業や成年後見制度についての話を聞いた」方もいると思いますので「「らいと」？「みと」？どっちに相談したらいいの？」等々、疑問・質問がまだまだたくさんあると思いますが、このような事業・制度があると知ったことで、まずは安心感を覚えたのではないのでしょうか。ウェルとばた3階に来て頂ければ同じカウンターを囲んで相談できるとのことなので「気軽にお問い合わせください」とのことです。

本日の参加者は47名。新規の方は14名でした。ありがとうございました。



※こちらの議事録は
北九州市障害者自立支援協議会の
ホームページでもご覧いただけます。
<http://kitakyushu-net.shien-c.com/>